

令和6年8月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度8月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 33 号 農地法第3条許可申請書審議について	(7件)
議案第 34 号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第 35 号 農地法第5条許可申請書審議について	(5件)
議案第 36 号 非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第 37 号 農用地利用集積計画審議について	(13件)
議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(34件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一		15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (1人)

14 番 今村 龍太郎

〈 出席推進委員 11人 〉

20 番 佐藤 洋三	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視
	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (5人)

21 番 松崎 秀樹、24 番 有村 昭郎、31 番 有馬 孝一、33 番 田中 宏和
32 番 鶴田 浩志

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和6年度8月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、(今村委員)から欠席届が提出されています。
また、農地利用最適化推進委員が10名出席しております。
なお、(松崎委員、有村委員、有馬委員、鶴田委員、田中委員)から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、12番「池田初男」委員と13番「満尾修一」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第33号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。2頁から3頁の7件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は114㎡、作物は梅です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,457㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は賃貸借権設定、権利取得後の経営面積は682㎡、作物は大葉です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,891㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,933㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,434㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,291㎡、作物は水稻です。
以上、計7件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第33号の番号1について報告いたします。

令和6年8月23日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第33号の番号2について報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の楠委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第33号の番号3について報告いたします。

令和6年8月23日、私と副の重水委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第33号の番号4について報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第33号の番号5について報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第33号の番号6について報告いたします。

令和6年8月21日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案33号の番号7について報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の有村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第33号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第33号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第33号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第34号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の11頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

なお、既に、転用済みのため始末書を添付しての申請です。

※昭和45年頃、父親が建築済み。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

15番 議案第34号の番号1について報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第34号の番号1について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第34号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第34号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第35号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、転用面積が500㎡を超えていますが、理由書を付けての申請となります。

番号2の転用目的は、農業用施設としての駐車場及び通路、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、ボーリング調査、権利種別は賃借権設定、期間は2か月です。

番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

8番

議案第35号の番号1について報告いたします。

令和6年8月21日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所東市来支所から約300mより遠く約500m以内に位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第35号の番号2について報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域の農業用施設用地に指定されていることから農用地区域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第35号の番号3について、報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第35号の番号4について報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第35号の番号5について報告いたします。

令和6年8月23日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約5.9hと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第35号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第35号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第35号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第5、議案第36号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の21頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

番号2は、20年以上経過した宅地です。

番号3は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

8番

議案第36号の番号1について報告いたします。

令和6年8月21日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第36号の番号2について報告いたします。

令和6年8月21日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第36号の番号3について報告いたします。

令和6年8月22日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第36号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第36号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第36号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第37号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 26項の所有権移転分の番号2です。売買です。

面積について、田が313㎡、計313㎡、作物は果樹です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第37号の重水賢治委員が関係する所有権移転の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号の重水賢治委員が関係する所有権移転の番号2の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着 席]

会長 次に、下池健吾委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 27項の利用権設定分の番号2、番号3です。貸借です。

面積について、畑が2,412㎡、計2,412㎡、うち再設定面積は2,412㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致

していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第37号の下池委員が関係する利用権設定の番号2、番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号の下池委員が関係する利用権設定の番号2、番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着 席]

会長 次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 29項の利用権設定分の番号11です。貸借です。

面積について、畑が 468㎡、計 468㎡、うち再設定面積は 468㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第37号の永野委員が関係する利用権設定の番号11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号の永野委員が関係する利用権設定の番号11の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

会長 次に、議案第37号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。26頁の番号1です。売買です。

面積は、畑が 680㎡、計 680㎡、作物は甘藷です。

次に利用権設定分です。資料の27から29頁です。貸借です。

面積について、田は 2,445㎡、畑は 8,238㎡、計10,683㎡、うち再設定面積は 9,040㎡、利用権設定件数は8件、うち再設定件数は6件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第37号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第7、議案第38号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の農地中間管理事業分の番号2から32頁の番号16までです。貸借です。
この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が4,368㎡、畑が11,405㎡、計15,773㎡、利用権設定数は15筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第38号の上原委員が関係する農地中間管理事業の番号2から番号16までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号の上原委員が関係する農地中間管理事業の番号2から番号16までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着 席]

会長 議案第38号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の31項から33項です。貸借です。
面積について、田が4,070㎡、畑が13,517㎡、計17,587㎡、利用権設定数は19筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第38号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。
閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和6年度8月総会を閉会します。

(閉会 9時55分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

奥 和 俊

12番

池田初男

13番

満 辰 修 一